

標準的な居住環境の維持及び向上に関する基準

1 景観計画の区域内における取扱い

次の景観計画の区域内において、申請建築物が当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る）に適合しない場合は、認定を行わないことを基本とする。

倉吉市景観計画

2 まちづくり条例等の区域内における取扱い

次の条例及び要綱中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る）に申請建築物が適合しない場合は、認定を行わないことを基本とする。

倉吉市伝統的建造物郡保存地区保存条例

3 都市計画施設等の区域内における取扱い

次の地域内においては、認定を行わないことを基本とする。ただし、当該区域内であっても、再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅、区画整備地内の除却が不要な住宅及び住宅地区改良法第6条に規定する基本計画に適合する住宅のように、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

- ・ 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- ・ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- ・ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- ・ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
- ・ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区